

議案第56号

財産を無償で貸し付けること（(元)鳥取農業高等学校 実習農園）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

| 種 類 | 所 在 地 | 数 量 |
|-----|--------------------------|----------------|
| 土 地 | 鳥取市湖山町南三丁目607番1の うち一部 | 1,709.40平方メートル |

2 相手方

鳥取市

山王団地自治会会長

3 貸付期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 理 由

当該土地は県史跡天神山城跡（因幡守護所跡）として保護すべき土地であり、今後の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減及び防犯対策を図る観点から、引き

続き山王団地自治会に無償で貸し付けようとするものである。